

## 台東区災害廃棄物処理計画 パブリックコメント実施結果

意見受付期間	令和2年12月14日 ~ 令和3年1月6日
意見受付場所	区公式ホームページ上での受付のほか、各区民事務所・分室・地区センター、区政情報コーナー、生涯学習センター、台東清掃事務所、環境ふれあい館ひまわり、清掃リサイクル課窓口で中間のまとめ閲覧・意見受付。
意見受付件数	2人、5件
提出方法の内訳	郵送 0人(0件) ファクシミリ 1人(3件) ホームページ 0人(0件) 持参 1人(2件)

分類	項番	意見	区の考え方 (該当する施策)
第1章 5	1	資料編 項番4.「災害廃棄物処理の大まかな流れ」のイラストは、処理の過程が、とてもわかりやすい。	「災害廃棄物処理の大まかな流れ」のイラストは、災害廃棄物処理全体の流れを把握できるため「第1章、総論」に掲載いたします。
第2章 3	2	近年、台風も多く、風水害は以前より身近に感じている災害です。発災後、災害廃棄物の分別・排出方法を区民向けに分かりやすく知らせてほしい。	災害廃棄物の分別・排出方法についてイラストなどを用いて要点を整理した啓発チラシを作成し、防災訓練等の機会に周知してまいります。

<p>第2章 3</p>	<p>災害廃棄物の適正かつスムーズな処理を実現するための、廃棄物発生抑制に向けた平時からの取り組みを「処理」計画に盛り込んでいただきたく存じます(家具家財ごみの発生抑制)</p> <p>第2章の「1. 災害廃棄物の基本的な考え方」において、災害廃棄物処理の計画的実施は、「住み続けられるまちづくり」、即ち「持続可能な開発目標 (SDGS)」達成のための大切な取り組みであるということ了他区の「災害廃棄物処理計画」に先駆けて明確化したことは、画期的であり、評価に値すると感じます。それを踏まえた上で、「処理」を適正かつスムーズに進めるための発生抑制の仕組みづくりを本処理計画に盛り込んでいただきたく存じます。</p> <p>「処理」は発災後のアクションを意味していると思うが、「SDGS」「住み続けるまち」のためには、発災前の発生量 (=処理量) 抑制の取り組みが重要かつ効果的かと存じます。分別が難しい大量の廃棄物となるのは、過去の大震災をみても、転倒した家具や液晶テレビなどの大型家財となるはずです。抑制の取り組みとしては、本区において早くから実施されている家具転倒防止対策のさらなる普及と拡充です。当該施策について区民への周知を徹底し、現在は高齢者のみの世帯などとなっている対象を広げてはいかがでしょうか。参考までに新宿区では全世帯対象に家具転倒防止の調査・取付(器具は区民の自己負担)を実施しております(高齢者世帯は器具代も3か所まで無料)。阪神・淡路大震災においては、住宅の損壊による死者よりも家具の転倒防止による圧死や逃げ道を塞がれての火災による焼死類が多かったこと、家具の収納物や家財には避難に支障をきたし、裂傷等の主因ともなる陶器やガラス類が多いことはよく知られています。</p>	<p>現在、家具転倒防止器具の取付給付は、65歳以上の高齢者のみの世帯等を対象としています。また、区民及び区内に勤務先のある方を対象に、家具転倒防止器具を含む防災用品を特別価格であっせんしています。</p> <p>災害廃棄物の発生抑制の観点からも、家具転倒防止器具設置の重要性は認識しております。また防災対策は、「自助」、「共助」、「公助」が連携して行っていくことが重要です。</p> <p>そのため、平時より普及・啓発及びあっせんに努めるとともに、本計画においても、「家具転倒防止器具の設置など生命を守るだけでなく、災害廃棄物の発生抑制にも資する対応についても、平時より分かりやすく発信する」(P24) 旨を追記しました。</p>
------------------	---	--

4

居住の持続可能性を減じる悪臭や感染症発生予防のため、し尿・糞便の収集・処理について、発災後からの時系列によるルール作りや集合住宅等での取り組みについて情報共有をお願いします。

発災後のし尿・便は処理の如何によって、区民の避難生活に多大の影響が生まれます。過去の大震災においても下水が詰り、もし夏だったら、その悪臭のために窓も開けられず、熱中症などの三次災害も発生したかもしれない等の話も被災者から実際に聞いております。

区民の約8割が住むマンションは、建物自体は堅牢にできており、し尿糞便が逆流するとか、近くのマンホールトイレから悪臭が漂うとか等の悪臭や衛生問題さえなければ、在宅避難の可能性が高いと思われませんが、下水がまだ使えない状況において使用してしまえば、忽ち上記のような深刻な状況に陥ります。

在宅避難に多大の困難をもたらすこととなります。トイレ、仮設マンホールトイレは下水網・処理場が損傷を受けていないだけでなく、流すための水も必要です。

本区においては、下水が機能していない、または、機能しているかどうかの確認が進まないであろう期間、例えば発災から3日間は、簡易トイレ（ビニール袋に凝固剤（保冷剤、猫のトイレ砂でも代用可）を使用し、2～3重にビニールで包んで収集車が収集できるまでは指定された保管場所に保管する等の具体的なルールを本処理計画に盛り込んでいただけないでしょうか。荒川区や埼玉県においてはすでに「震災時のトイレマニュアル」「家庭における災害時のトイレ対策」等が作成、公開されており、大変参考になります。本区においても同様の取り組みをお願いできれば（次項に続く）

発災直後のし尿等収集・運搬等の考え方について、下水道等へ直接処理することを基本としますが、発災直後、下水道の使用の可否が不明の間または下水道が使用できない間は、携帯トイレや簡易トイレを使用し、その後、自宅等で衛生面に注意を払い保管する旨の内容に文言を修正しました。（P32）

在宅避難者に対する災害時トイレ対策の周知についてですが、本区ではこれまでも簡易トイレを含めた備蓄を最低3日、可能であれば7日間分行うよう啓発してきました。また、今年度改定の「集合住宅防災ハンドブック」の中では、トイレに関する記事を追記する予定でおります。

本計画は、区民生活全般に係ることから、全庁で情報共有をしています。

		<p>ばと存じます。</p> <p>本区民の約8割がマンション等集合住宅住まいです。マンション等では下水・排水の量も多く、震災時のトイレ問題は極めて重要ですので、すでに自主的なマニュアルを作成したり、防災訓練において簡易トイレの使い方等をしているところもあります。そのような実例を本区住宅課主催のマンション管理組合理事長等連絡会等の場において情報共有できるようにしていただきたい。</p>	
<p>その他</p>	<p>5</p>	<p>区の備蓄品が災害廃棄物にならないよう、備蓄品の保管場所について、本計画に盛り込んでいただけないでしょうか。同時に早急な上階移動をお願いできればと存じます。</p> <p>本区の災害備蓄品は複数個所に分散備蓄されておりますが備蓄倉庫は浅草公会堂の地下2階を始め、地下1階、その他はほとんど1階です。本区においては、風水害、浸水リスクもあることから、災害備蓄品の水濡れや浸水により備蓄倉庫の扉が開かない状況にならないよう、区の貴重な備蓄品が災害廃棄物になってしまわないよう、上階移動できないでしょうか。</p> <p>区の備蓄品の上階移動については、千代田区では昨年に陳情が出され、区議会において早急な上階移動が決議されております。本区におきましても、同様の取り組みを本計画に盛り込んでいただくことはできますでしょうか。</p>	<p>区の備蓄については、浸水しない上層階に設置するよう努めていますが、平常時の活用状況などにより、上層階に移動できない個所があり、やむを得ず、低層階や屋外に倉庫を設置し、備蓄をしているところもあります。</p> <p>引き続き、施設の改修時など様々な機会を捉え、可能な限り、備蓄場所を上層階に移動するよう努めてまいります。</p>